

ライセンス契約だけじゃない！ 知的財産関連契約（第5回・最終回）

技術検証（PoC）契約



弁護士法人 東町法律事務所
弁護士 近藤 素子
(大阪弁護士会知的財産委員会所属)

1 PoC契約とは

(1) PoCとは

PoCとは、Proof of Concept（技術検証、概念実証）の略であり、昔から用いられていた用語ではあるが¹、5年ほど前からAIやIoT、ビッグデータ活用のシーンを始めとして一般的によく用いられ知られるようになった概念である。新しい技術やアイデアを正式に採用する前に、それらを活用して期待する効果が得られるか、課題は何かなどを確認する作業を意味する²。

特に“PoC貧乏”という表現で、技術の商業的価値や構想の実現可否、費用対効果を繰り返し検証するものの、プロジェクトの本格的な始動へ進まず、技術導入の実現前に資金だけ無駄に投入してしまう状態を表すことが多くなった。技術を発注するクライアント側がPoCばかりに予算を消耗することをPoC貧乏と表現する場合もあるが、通常は、ベンダーであるテクノロジー企業側が無償で（あるいは安価で）PoCの依頼に応じ続けたものの結果的に採用もされず、全く売上げに繋がらないで損ばかりすることを指す。

(2) PoC契約とは

PoC契約という表現は、令和元年11月25日に経済産業省が作成した「大企業と研究開発型ベンチャーの契約に関するガイドラインについて」³の中で出てくる。これは、昨今の激変する経済

1 例えば筆者がかつて所属していた医薬品業界では、以前から、開発中の薬物が患者に対して実際に治療効果を示すことを適切な指標を用いて実証することの意で用いられていた。

2 平成30年6月15日に経済産業省が策定した「AI・データの利用に関する契約ガイドライン- AI 編 -」では、AI 技術を利用したソフトウェアの開発プロセスにはPoC段階があるとして、PoC段階において導入検証契約書を締結するケースでのモデル契約を提示している（<https://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180615001/20180615001.html>）。

3 未来投資会議構造改革徹底推進会合「企業関連制度・産業構造改革・イノベーション」会合（イノベーション）（第6回）配布資料4（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/suishinkaigo2018/innov/dai6/siryoku4.pdf>）